

議案第一号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項を次のように改める。

十一 削除

別表第二の十の項を次のように改める。

十 削除

別表第二の四十二の項中「別表第一の九十七の項」を「別表第一の九十八の項」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説 明)

女性福祉資金貸付事業を廃止することに伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。